令和８年（フ）第８２０号
埼玉県川越市大字藤間75番地６　（サンロワール川越206号室）、前住所埼玉県坂戸市薬師町１番地（２―906）　北坂戸駅前ハイツ
債務者　鹿島　雪夫
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部
令和８年（フ）第８５３号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目11番地16　（レピュート霞209号室）
債務者　千田　　晃
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部
令和８年（フ）第７９２号
北九州市八幡東区尾倉２丁目５番２―708号
債務者　吉川　友紀（旧姓真谷）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（フ）第７９９号
北九州市小倉南区中吉田６丁目13番14号
債務者　内間千恵子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（フ）第８５６号
北九州市小倉北区南丘２丁目２番７号
債務者　久原　菜摘
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（フ）第８６１号
北九州市小倉南区湯川４丁目12番８―204号
債務者　森　　康郎
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（フ）第８６５号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目５番48号（101）、前住所福岡県直方市大字上新入2243番地357
債務者　平田　将毅
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（フ）第８号
長崎県対馬市峰町津柳305番地
債務者　早田　操
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　　長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第１３０号
群馬県館林市堀工町９６３番地の６　グローリーひかり－２０３、前住所群馬県館林市小桑原町１３９４番地の４
破産者　　栗原　竜也（旧姓細山）
１　主文　令和８年８月２６日午前１０時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「群馬県館林市小桑原町１３９４番地の４」とあるのを、「群馬県館林市堀工町９６３番地の６　グローリーひかり－２０３、前住所群馬県館林市小桑原町１３９４番地の４」と更正する。
２　決定年月日　令和８年１０月２１日
　　前橋地方裁判所太田支部

破産手続終結

令和７年（フ）第１５７２号
千葉県船橋市夏見５丁目26番３号
破産者　三上写真館こと三上　信夫
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和６年（フ）第１７４号
岩手県紫波郡紫波町平沢字幅63番地８
破産者　有限会社共進工業
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　盛岡地方裁判所第２民事部
令和６年（フ）第２０５号
茨城県下妻市本宗道178番地
破産者　株式会社大興製作所
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　水戸地方裁判所下妻支部
令和７年（フ）第２１００号
千葉市若葉区桜木６丁目26番９号　トワルージュ202号、開始決定時の住所千葉市若葉区加曽利町1045番地16
破産者　石田　富夫
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和７年（フ）第２１０１号
千葉市若葉区桜木６丁目26番９号　トワルージュ202号、開始決定時の住所千葉市若葉区加曽利町1045番地16
破産者　石田　保子
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和７年（フ）第２２４５号
千葉市稲毛区緑町１丁目25番１号
破産者　株式会社マルサン
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和７年（フ）第２０６３号
札幌市中央区南12条西１丁目１番地１
破産者　株式会社Ｋ’ｓカンパニー
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　札幌地方裁判所民事第４部
令和７年（フ）第８２号
青森市古川三丁目22―３　古川ビル３Ｆ
破産者　株式会社フォルテ
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　青森地方裁判所民事部破産係
令和８年（フ）第３４９号
さいたま市大宮区三橋４―834―２ロックシャインハイツ201
破産者　株式会社スマイルコード
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係